

### 3 奨学金の貸与

勉学意欲がありながら、経済的理由により高校での修学が困難な生徒を支援するために、奨学金を貸与します。（募集期間：毎年4月～6月中旬）

| 制度              | 利子  | 貸与資格等   |
|-----------------|-----|---------|
| 高等学校奨学生 育英奨学生   | 無利子 | 学力基準を重視 |
| 高等学校奨学生 特別貸与奨学生 | 無利子 | 家計基準を重視 |

| 貸与月額 |                |                 |
|------|----------------|-----------------|
| 公立等  | 自宅通学・・・18,000円 | 自宅外通学・・・23,000円 |
| 私立   | 自宅通学・・・30,000円 | 自宅外通学・・・35,000円 |

※詳細は在学している学校にお問い合わせください。

#### 各種補助に関する注意事項

##### ○各種補助を受けるためには、申請が必要です。

- 各学校から手続きの案内がありますので、そちらに従ってください。
- 申請がない場合は受給できません。また、申請が遅れた場合、全額を受給できないことがあります。

##### ○保護者情報に変更があった場合（結婚、離婚、税の更正など）は速やかに学校にご連絡ください。補助金の金額に影響が生じる場合があります。

##### ○申請時に虚偽の記載等があった場合、刑罰に処されることがあります。

#### よくあるご質問

##### Q 就学支援金はどのように支払われますか？

A 就学支援金は各学校が生徒に代わって受け取り、授業料に充てることになっているため、保護者の方が直接受け取るものではありません。就学支援金の充当の仕方や授業料が減額される時期は学校によって異なりますので、直接学校の事務室にご確認ください。（山形県庁にお問い合わせいただいてもお答えできない場合があります。）

##### Q 自身の支給額がいくらになるのかわからない

A 各補助金の審査結果等は、申請内容の確認が終わり次第、学校を通してお知らせします。なお、就学支援金の支給額はシステムにより自動計算されるため、申請時にご自身で計算いただく必要はありませんが、事前に支給見込額を確認したい場合は、課税証明書やマイナポータル等を見ながらこの資料を基に計算してください。計算方法等に関してお問い合わせいただく場合は、収入状況がわかる書類をお手元にご準備の上お電話いただくとスムーズです。

##### Q 各補助金の支給時期はいつごろか

A 学校によって支給方法や支給時期が異なりますので、直接学校の事務室にご確認ください。（山形県庁にお問い合わせいただいてもお答えできない場合があります。）

#### お問い合わせ窓口

各私立高校の事務室にお問い合わせください。

## 授業料等の支援のお知らせ

～私立高校の生徒・保護者の皆さんへ～

大切なお知らせです。  
必ず保護者の方に渡してください。

### 令和7年度 私立高校就学支援金等 支援制度のご案内 (R7.3.17 現在)

山形県では私立高校で学ぶ生徒のために、国の支援制度とあわせて、経済的負担を軽くして修学を継続できるように、以下の制度を設け、支援しています。

※高校と同等程度の専修学校高等課程や各種学校に通う生徒も対象となります。

受給資格の判定にあたって、**住民税の情報による所得確認が必要**になります。  
・速やかな判定のため、事前に**確定申告や年末調整の手続き**をお願いします。  
・**確定申告や年末調整が不要の方も**、所得確認のため、**市町村に所得がなかつた旨の申告**が必要な場合があります。

#### 1 授業料等の支援 » 「就学支援金」「授業料軽減補助事業費補助金」等

##### ①授業料負担軽減のための補助

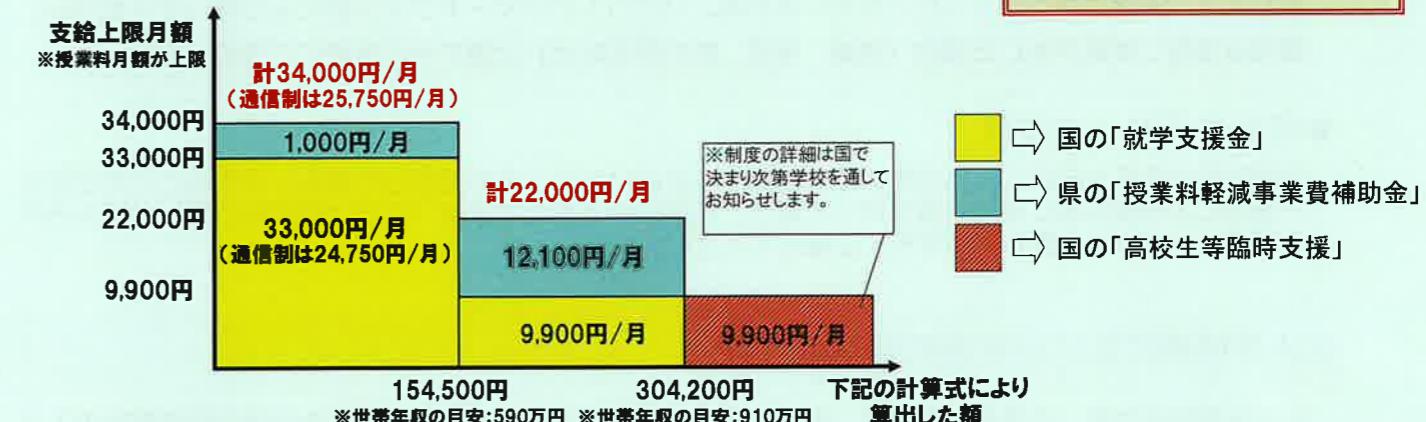
★在学する学校がある都道府県から支給

山形県内の私立高校に通う生徒を対象として、国の「就学支援金」及び「高校生等臨時支援」と県の「授業料軽減補助事業費補助金」で補助を行います。（返済不要です。）

##### ●補助金額（全日制・定額の授業料が設定される通信制課程）

世帯収入により補助の月額が決まります。（原則「両親の合計」で算定）

※令和7年3月17日時点の情報であり、変更する場合があります。



※年収は両親のうちどちらか一方が働き、16歳以上～19歳未満の子1人、16歳未満の子1人の4人世帯をモデルとした目安。

※単位ごとに授業料が設定される通信制課程は支給額が異なります。

※「世帯収入」とは、給与所得控除額を差し引く前の給与収入の総額です。

【計算式】 ※この計算は申請後、システムにより自動計算されるため、申請時にご自身で計算いただく必要はありません。

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

上記による算定額 < 154,500円 … 34,000円/月に該当  
上記による算定額 < 304,200円 … 22,000円/月に該当  
上記による算定額 ≥ 304,200円 … 9,900円/月に該当

課税標準額等の確認方法は次ページ

- 政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。
- 父母それぞれ別に計算し、計算結果を合算します。
- 生徒本人の誕生日が早生まれの場合（令和6年7月～令和7年6月分については平成20年1月2日～4月1日生まれ、令和7年7月～令和8年6月分については平成21年1月2日～4月1日生まれ）は、課税標準額から33万円を控除して計算します。

## 市町村民税の課税標準額・調整控除の額の確認方法

マイナンバーカードをお持ちの方

→ マイナポータルで確認できます。

確認欄：おかね > 税・所得 > 課税所得額(課税標準額) 市町村民税\_調整控除額



マイナンバーカードをお持ちでない方

→ 「調整控除の額」の記載があるものであれば、

1.「課税標準額」の確認方法

課税証明書や特別徴収税額通知書などで確認できます。

「課税標準額」の欄に記載されます。例2~4の場合には、合計額になります。

【課税証明書 記載例】

|    |                 |
|----|-----------------|
| 例1 | 課税標準額<br>○○○○○円 |
| 例2 | 課税標準額<br>○○○○○円 |

|    |                 |
|----|-----------------|
| 例2 | 課税標準額<br>○○○○○円 |
| 例4 | 課税標準額<br>○○○○○円 |

【特別徴収税額通知書 記載例】

| 課税標準 | 総所得③      | ○○○○○円 |
|------|-----------|--------|
|      | 山林所得      | ○○○○○円 |
|      | 分離短期譲渡    | ○○○○○円 |
|      | 分離長期譲渡    | ○○○○○円 |
|      | 株式等の譲渡    | ○○○○○円 |
|      | 上場株式等の配当等 | ○○○○○円 |
|      | 先物取引      | ○○○○○円 |

例3

| 課税標準額         |        |
|---------------|--------|
| 総合所得<br>課税標準額 | ○○○○○円 |

2.「調整控除の額」の確認方法

- 備考欄、摘要欄等に記載されることがあります。
  - 市町村ごとに様式や記載方法が異なり、市町村によっては記載がありません。
- 市町村に課税証明書を申請する際は、「調整控除の額」を記載して発行するよう依頼してください。
- ※詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

### ● 支給方法

各学校が補助金を受け取り、授業料に充当します。**保護者が直接受け取るものではありません。**

※学校によっては、保護者がいつたん授業料を納めた後、補助金相当額を返還する場合があります。  
各学校の取扱いやご不明な点は、直接学校の事務室にご確認ください。

### ● お申し込みは学校へ

- 手続きが必要な時期（新入生は4月と7月頃、在校生は7月頃、その他必要な時期）に学校から案内があります。申請はオンライン化されているため、パソコンやスマートフォン等により行ってください。
- 保護者情報に変更が生じた場合（結婚、離婚、税の更正など）は速やかに学校にご連絡ください。**

### ● 家計急変時への支援

保護者等の負傷や疾病による療養のため勤務ができないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職等により所得が減った場合、年度途中で新たに支給（または補助額の増）が認められる場合があります。詳しくは学校にご確認ください。

### ② 入学時納付金に対する補助

生活保護受給世帯、交通遺児等世帯、所得割額非課税世帯を対象として、入学金や施設整備費等の入学時納付金を補助します。（返済不要です。）

### ● 対象となる世帯

- 生活保護受給世帯
- 交通遺児等に該当する世帯
- 「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」が非課税である世帯 **[令和7年度から拡充]**

### ● 補助金額

生活保護世帯・交通遺児等世帯：入学時納付金のうち、生活保護費で支給される額を除く全額  
所得割額が非課税の世帯：入学金の1/2と5万円のいずれか低い金額

### ● 必要な手続き

学校に申請書類の提出が必要です。提出期限等は学校の指示に従ってください。

## 2 教科書・学用品などの 教育費の支援 » 「奨学のための給付金」等

### ① 奨学のための給付金

★ 保護者の在住する都道府県から支給

授業料以外の教育費を軽減するため、国の「高校生等奨学給付金」制度を活用し、「山形県私立高等学校等奨学のための給付金」を支給します。（返済不要です。）

### ● 対象となる世帯

保護者等全員（原則両親）の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」が非課税である世帯（生業扶助受給世帯を含む）及び家計急変により非課税に相当する世帯。

所得割額はマイナポータル、特別徴収税額通知書、住民税課税決定通知書、課税証明書等で確認できます。

【課税証明書記載例】

|      |      |    |
|------|------|----|
| 市民税  | 所得割額 | 0円 |
| 均等割額 | ○○○円 |    |
| 県民税  | 所得割額 | 0円 |
| 均等割額 | ○○○円 |    |

【特別徴収税額通知書 記載例】

|        |            |      |
|--------|------------|------|
| 税額     | 税額控除前所得割額④ | ○○○円 |
| 市民税    | 税額控除額⑤     | ○○○円 |
| 所得割額⑥  | 0円         |      |
| 均等割額⑦  | ○○○円       |      |
| 県民税    | 税額控除前所得割額④ | ○○○円 |
| 税額控除額⑤ | ○○○円       |      |
| 所得割額⑥  | 0円         |      |
| 均等割額⑦  | ○○○円       |      |

「所得割額」（記載例の着色部分）が0円の場合に支給対象となります。

### ● 給付額

#### 世帯状況

#### 給付額（年額）

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| 生業扶助受給世帯【全日制・通信制】                  | 52,600円  |
| 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【全日制】 | 152,000円 |
| 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【通信制】 | 52,100円  |

### ● お申し込みは学校へ（県外の私立高校に通う場合は山形県庁へ）

- 毎年7月頃に手続きが必要です。新入生は4~6月に一部前倒し給付の申請ができます。具体的な申請時期、申請方法、給付金の支給予定日等については学校を通してお知らせします。
- 支給を受けるには毎年申請が必要です。
- 学校の所在地にかかわらず**保護者の在住する都道府県から**支給されます。
- 山形県内の私立高校に通う場合は、各学校へお問い合わせください。
- 山形県外の私立高校に通う場合は、山形県庁へ直接申請ください。

### ② 通信制課程教科書等給与事業

働きながら県内の私立高校の通信制課程で学ぶ生徒に、教科書等を給与します。

### ● 対象となる生徒

- 定職に就いている方
- 1年間に150日以上かつ500時間以上のパートまたはアルバイトに就いている方

### ● 給与対象

履修に必要な教科書及び学習書（全部）

### ● 必要な手続き

学校に申請書類の提出が必要です。提出期限等は学校の指示に従ってください。